

事務連絡
令和7年10月2日

各都道府県水道行政担当部（局） 殿
独立行政法人水資源機構経営企画部 殿

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課

水道施設整備事業に係る国庫補助事業の事業評価対象事業について

日頃より水道行政及び水道事業の推進に御尽力いただき厚くお礼申し上げます。
水道施設整備事業に係る国庫補助事業の事業評価対象事業について、下記のとおり周知いたしますので適切な事業評価の実施に努められるようお願いいたします。
各都道府県におかれては、貴管内の水道事業者（簡易水道事業者含む）及び水道用水供給事業者に周知いただきますようお願いいたします。

記

水道施設整備事業に係る国庫補助事業について、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、新規事業採択時評価の実施方針である「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」及び「水道施設整備事業の新規事業採択時評価実施要領細目」、再評価の実施方針である「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」及び「水道施設整備事業の再評価実施要領細目」、並びに完了後の事後評価の実施方針である「国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領」及び「水道施設整備事業の事後評価実施要領細目」に基づきそれぞれ事業評価が実施されているところです。

各実施要領及び各細目において、水道施設整備事業に係る国庫補助事業の事業評価対象事業は、水道に係る事業のうち「維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く十億円以上の費用を要することが見込まれる事業」とされております。

事業評価の対象事業を明確化するため、各実施要領及び各細目で示す「維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等」については、水道施設整備事業においては「新設・増設を伴わない既存施設（管路を含む）の更新のみの事業、事業を効率化するためのDX事業及び災害復旧等の緊急的に実施する事業」とし、国庫補助事業の事業評価（新規採択時評価・再評価・事後評価）を不要とします。

新設・増設を伴う事業や水道水源開発に係る事業については、引き続き国庫補助事業の事業評価を必要とします。

具体例は以下のとおり。

| | |
|--------------------|--|
| 事業評価 不要 | 新設・増設を伴わない既存施設（管路を含む）の更新のみの事業、事業を効率化するための DX 事業及び災害復旧等の緊急的に実施する事業 (例) ・水道施設・管路の更新のみを行う事業 ・水道施設・管路の耐震化のみを行う事業 ・水道情報活用システムの導入のみを行う事業 等 |
| 引き続き 事業評価 必要 | 新設・増設を伴う事業及び水道水源開発に係る事業 (例) ・水道水源開発に伴う導水管整備事業 ・ダム負担金の支払いを行う事業 ・導水管・送水管の複線化を行う事業 ・高度浄水施設の整備を行う事業（水質基準を遵守するために緊急的に実施する事業は除く。） ・需要量増加に対応するために管路・浄水施設を新設する事業 等 |

なお、本事務連絡は国庫補助事業の新規採択時等における事業評価の要否を示したものであり、国庫補助事業か否かに関わらず各水道事業者及び水道用水供給事業者等が、事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため等の観点から独自に行う事業評価について、その実施の要否を示したものではないことを申し添える。

【連絡先】

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課

担当 : 船橋、濱田、渡部、小冢石、島見

TEL : 代表 03-5253-8111(内線 34411、34412)

直通 03-5253-8819

E-mail : hqt-suidougijutsu@ki.mlit.go.jp